

## なるほど！政令指定都市移行による都市づくり

政令指定都市についての情報をできるだけ分かりやすくお伝えできるよう、テーマごとにQ&Aを設けました。ちょっとした疑問が納得に変わるよう、題して「なぜ？なに？！なるほど！政令指定都市・相模原」。

### なぜ移行をめざしたのですか？

市民が心豊かに安心して暮らせる社会を創り出していくためには、持続可能で、安定した都市経営が必要です。そのためには、「人や企業に選ばれる都市づくり」をめざし、都市基盤の整備や産業の誘致、環境に配慮した魅力ある街並みづくり、福祉、教育、医療など市民生活に密着したサービスの向上などに取り組み、都市としての総合力を高める必要があります。政令指定都市制度の活用は、そのための非常に有効な手段となることから、移行をめざしたものです。

### 政令指定都市って何ですか？

政令指定都市は、県から保健・福祉や都市計画・土木、教育などの各分野で、数多くの権限が移譲されるとともに、財政面でも、中核市にない各種財源が移譲されるなど、現在の地方自治制度上、最も主体的・自立的な行財政運営ができる制度です。また、移行後は、行政区が設置され、区役所を拠点として、地域の個性を活かしたきめ細やかなサービスが実施できるようになります。

### どのような都市が政令指定都市になれるのですか？

政令指定都市について、地方自治法で定められているルールは「政令で指定する人口50万以上の市」ということだけです。しかし、実際に指定を受けた都市の状況からすると、“人口80万以上で将来的に人口100万程度に増加する見込みのある都市”、ということになるようです。そのほかの要件は、人口密度や産業別就業者比率、都市形態、行財政能力、行政区の体制など、他の政令指定都市と総合的に比較検討され、ふさわしいと認められた都市が指定を受けることになります。

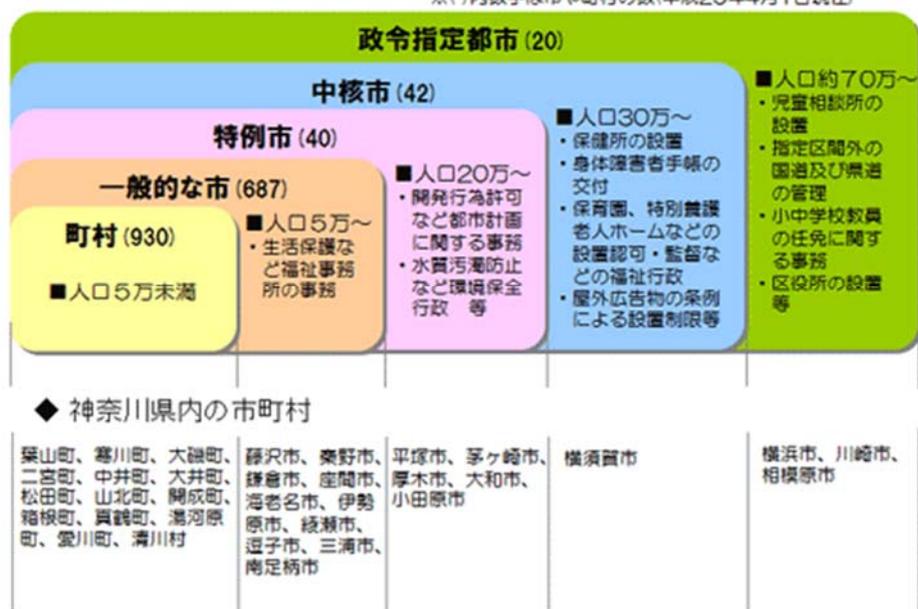
## 全国には政令指定都市がたくさんあるのですか？

現在、全国には 20 の政令指定都市があります。県内では、相模原市のほかに、横浜市と川崎市、首都圏では、千葉市とさいたま市が政令指定都市です。いずれも、日本を代表する大都市ばかりです。

## 規模別 都市の制度と移譲事務 (カッコ内数字は全国の市や町村の数 (平成 25 年 4 月 1 日現在))

### ◆ 市町村の規模と都市の制度

※( )内数字は市や町村の数(平成25年4月1日現在)



## 人口ランキング (東京 23 区を除く)



## なるほど！事務の移譲

政令指定都市についての情報をできるだけ分かりやすくお伝えできるよう、テーマごとにQ&Aを設けました。ちょっとした疑問が納得に変わるよう、題して「なぜ？なに？！なるほど！政令指定都市・相模原」。

### 事務移譲って何ですか？

政令指定都市になると、これまで県が行ってきた多くの事務を市が行います。このことを事務の移譲といいます。

### 事務が移譲される効果は何ですか？

市民に最も身近な自治体である市が、地域の実情に合った行政サービスを主体的・自立的に行えることです。

### 市の職員は、いきなり県の仕事ができるのですか？

移行に向けて、市では、専門的な職員の育成や、経験者の採用を行うとともに、保健福祉や土木の分野については、県からの職員派遣などにより、円滑に事業が実施できるよう、対応していきます。

## なるほど！区制の施行

政令指定都市についての情報をできるだけ分かりやすくお伝えできるよう、テーマごとにQ&Aを設けました。

ちょっとした疑問が納得に変わるよう、題して「なぜ？なに？！なるほど！政令指定都市・相模原」。

区ができて、区制が施行されると、私たちの生活や行政サービスはどのように変わるのでしょうか。

主な内容をQ&Aで紹介します。

### 区ができると

区制とは何ですか？

政令指定都市になると、市域全体をいくつかに分け、横浜市や川崎市のように区を設置します。東京23区の「特別区」とは違い、政令指定都市の区は、「行政区」と呼ばれています。行政区には、それぞれ区役所を設置し、市民生活に関わりの深い行政サービスなどを行います。

住居の表示は変わりますか？

#### 旧相模原市域（市役所の場合）

市名と町名の間に入ります。

（移行前）相模原市 中央2丁目 11番 15号

（移行後）相模原市 中央区 中央2丁目 11番 15号

#### 津久井地域（津久井総合事務所の場合）

市名と町字名の間に入ります。

地域自治区の名称（城山町、津久井町、相模湖町、藤野町）はなくなります。

（移行前）相模原市 津久井町 中野 633番地

（移行後）相模原市 緑区 中野 633番地

住所に区の名称が入ると、変更手続きが必要ですか？

住所に区名が入ることによる、各種保険証や免許証などの住所変更の手続きは、ほとんどの場合必要ありませんが、一部手続きが必要なものがあります。

区長は選挙で選ぶのですか？また、区議会ができるのですか？

区長は選挙ではなく、市長が一般職の職員の中から任命します。また、区議会はできません。

区長の役割は何ですか？

区長は、区の個性や特徴を活かしたまちづくりを進める中心的な役割を担います。

- 区行政の総合的な調整：区長は、区内の施策を効果的・効率的に実施するため、区行政の総合的な調整を行います。
- 区の魅力づくり事業の実施：一定の金額について、区長が主導的に予算編成を行い、区独自のまちづくりを進める「区の魅力づくり事業」を実施します。

選挙区は変わりますか？

各区に選挙管理委員会が設置されます。市議会議員選挙と県議会議員選挙は、区ごとに選挙区が設けられ、区ごとの候補者から選挙することになります。

なお、期日前投票は、各区選挙管理委員会が指定した場所で投票してください。

小・中学校の通学区域は変わるのですか？

これまでと変わりません。

課税の方法が変わるのですか？

個人市・県民税（均等割）、法人市民税（均等割）、固定資産税・都市計画税は、地方税法の規定により、区ごとの課税となります。

#### 個人市・県民税（均等割）

個人市・県民税の均等割の税率は、変更ありませんが、平成 23 年度課税分から区ごとの課税となります。

例えば、緑区に住んでいる人で、中央区に事務所を持っている人は、均等割の非課税限度額を超える所得がある場合、緑区と中央区で、それぞれ均等割が課税となります。該当する場合には、申告書を提出して下さい。

#### 法人市民税（均等割）

法人市民税の均等割は、資本金等の額と従業者数に応じて課税され、平成 22 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分から、区ごとの課税となります。

例えば、中央区と南区に事務所などがある法人の場合は、区ごとの従業者数に応じて、

それぞれの区で、法人市民税の均等割が課税となります。なお、申告書を区ごとに作成する必要はなく、1通の申告書に各区の均等割額を記入したものを提出して下さい。法人税割は変更ありません。

### 固定資産税・都市計画税

固定資産税・都市計画税は、平成23年度課税分から区ごとの課税となります。例えば、中央区と緑区に土地や家屋を所有する人は、区ごとの税額計算を行い、納税通知書を発送しますので、お手元に納税通知書が2通届くことになります。償却資産は、複数の区に償却資産がある場合、平成23年度申告分から区ごとに申告書を作成し、提出して下さい。なお、区ごとの課税となることにより、税額が増額となることはありません。

### より身近な場所で行政サービスを実施

自治会関係の手続きは区役所でできますか？

これまで、市役所本庁で行っていた自治会法人化等に関する事務を、各区役所で行いますので、便利になります。また、区役所とまちづくりセンターが連携しながら、自治会活動の一層の発展に向け、支援を行っていきます。

窓口サービスは充実しますか？

区役所では、新たに次のような窓口サービスを行います。また、行政資料コーナーも各区役所に設置します。

- 国民健康保険 入院時に使用できる限度額適用認定証の交付申請受付
- 国民年金 障害基礎年金等の相談
- 外国人登録（平成24年7月9日に廃止され、新しい在留管理制度が導入されています） など

戸籍や住民票などは、どこの区役所の窓口でもサービスを受けられますか？

戸籍や住民票など、基本的な窓口サービスについては、区役所やまちづくりセンターのどの窓口でも利用することができます。

まちづくりセンターでは、どのような業務を行うのですか？

区制施行に伴い、出張所等を改称して「まちづくりセンター」を設置しました。業務としては、これまで実施してきた窓口サービスに加え、地域のまちづくり支援や地域振興を担う職員として、新たに「地域政策担当」を配置し、各地域に設置される「まちづく

り会議」とともに、これまで以上に、地域の魅力づくりや課題解決に向けての取り組みを進めていきます。

保健福祉関係のサービス体制は、充実しますか？

各区に生活支援課、障害福祉相談課、こども家庭相談課、保健センター等を設置しますので、身近な場所で保健福祉に関する相談や支援を、総合的に提供できるようになります。

### 各区での子育て支援

各区では、こども家庭相談機能、療育相談機能、母子・父子・女性相談機能などのほか、保育所入所・各種申請受理などを一体的に扱う窓口を設けることで、より身近な地域で子どもと子育て家庭を総合的に支援する体制を整えます。

市税事務所や土木事務所は、区ごとにできるのですか？

各区に設置し、きめ細かく迅速な行政サービスの提供を行います。

「中央区」は、市税事務所と土木事務所を設置せずに、市役所にある税や土木を担当する課が直接、サービスを提供します。

※平成 25 年度から、中央区に中央土木事務所を設置しました。

総合事務所内の組織はどう変わったのですか？

地域自治区事務所と市民課を合わせて、「まちづくりセンター」に改称し、引き続き、身近で基礎的な窓口業務を行うとともに、地域のまちづくりや地域活動の支援機能を強化していきます。また、移行前の総合事務所内の保健福祉、環境・経済、建設、教育等の組織や機能については、津久井地域における総合的な施策の推進や、効率性の向上を図るため、統合や再編を図りましたが、合併や政令指定都市移行などによる行政サービスの提供体制の急激な変化を避けるため、必要な人員を配置しています。

## なるほど！財政収支の見通し

政令指定都市についての情報をできるだけ分かりやすくお伝えできるよう、テーマごとにQ&Aを設けました。ちょっとした疑問が納得に変わるよう、題して「なぜ？なに？！なるほど！政令指定都市・相模原」。

### 移行による市民税の増税や市民サービス低下の話を良くききますが、本当にそうですか？

市民サービスの低下や市民税の増税等の市民生活への影響はありません。

政令指定都市になると、県税交付金や宝くじ収益金などで、毎年約61億円（注1）、児童相談所や精神保健福祉事業、国県道整備事業など、国が目的を指定して交付する負担金や補助金等で、毎年約30～25億円（注）の収入の増加が見込まれます。こうした新たな財源で、収支の均衡を保ちながら諸事業を行うことができます。

（注1）平成21年6月時点の想定額です。

### 市債や公債費とはどのような経費ですか？

市債とは、道路整備や施設の建設などで、市が単年度に多額の支出を必要とする場合に行う長期の借入のことです。その年度だけの税収入等で建設費を賄うと、ほかの事業の実施に支障が出てしまうため、市債を発行して財源を確保しています。また、道路など、長期間利用する施設について、世代間の負担を公平にすることも市債の重要な役割の一つです。また、公債費とは、市債を償還する経費のことです。

### 移行により、新たに市債を発行して、財政運営は大丈夫ですか？

市債は、際限なく、自由に起こせるものではなく、実質公債費比率など各種の財政指標を踏まえ発行します。また、移行に係る公債費については、新たな収入となる県税交付金等を財源とするため、安定した財政運営ができると考えています。

### 市の財政が健全かどうかは、どのように分かりますか？

地方公共団体の財政の健全性を測る評価指標の一つに、実質公債費比率があります。これは、地方公共団体の公債費が“身の丈”に見合ったものとなっているかどうかを判断する指標で、地方公共団体の標準的な一般財源に占める公債費の割合をいいます。この割合が18%以上になると、適正化計画の策定が必要になり、25%以上になると財政健全

化団体となり、さらに35%以上になると、ほとんどの新たな市債が発行できなくなります。

この指標に照らすと、本市の19年度の実質公債費比率は、4.8%と低く、財政の健全性は高いといえます。また、移行後の10年間の平均値を推計すると、2ポイント程度増加し、約7%（注2）と見込まれますが、他の政令指定都市の19年度の実績と比較しても低い比率年度となっています。

（注2）平成21年6月時点の想定値です。

### **財政調整基金とはどのような経費ですか？**

皆さんが住宅の購入や不意の多額な出費に備えて貯金をするように、地方自治体も大規模事業の実施で財源が必要になったり、市税などの歳入が減ったりしたときに備えて、貯金を積み立てています。この貯金を財政調整基金といい、その活用によって、市民サービスの水準の維持や、長期的視野に立った財政運営が可能となります。

### **国直轄事業負担金の見直しが話題になっていますが、市の財政に影響はありますか？**

国直轄事業制度は、国が行うべき事業は国が費用を負担すべきとの考え方から、都道府県の知事や政令指定都市の市長が、廃止や見直しを求めています。その動向によっては、負担が軽減されるなど、本市の財政に大きな影響があると考えられます。

## 政令指定都市移行後の財政収支見直し

平成 21 年 6 月、新・相模原総合計画の平成 22 年度から 10 年間の市全体の財政見通しの作成にあわせ、この内容を踏まえ、政令指定都市に関わる「移行後 20 年間の財政収支見直し」を見直しました。

なお、見直しにあたり、歳入については、現在の厳しい景気動向を反映した値を採用し、また、地方負担軽減の見直しの議論がされている国直轄事業負担金の制度が現行のまま存続するものとして試算したもので、今後、実際の予算編成において変動する可能性があります。

### 基本的な考え方

移行後の財政収支の見直しは、移行に伴って増加する県税交付金等の歳入と、移譲事務の実施や区役所の設置に必要な経費などの歳出を総合的にとらえ、収支の均衡を保つことを基本に試算を行ったもので、歳入については、財政負担の年度間調整や世代間の負担の公平性を考慮し、一部、市債と財政調整基金により対応することとしています。

### 主な見直しの内容

#### 歳入

県税交付金等は、推計の基準を県における 18 年度決算額から 19 年度決算額へ変更するとともに、昨今の厳しい経済情勢を踏まえ、減額しました。

#### 歳出

投資的経費となる国県道整備費や維持管理費の一部について、事業費を削減しました。このことは、県から市への事業主体の変更に伴うものではなく、歳入の減少を見込んだことによるものです。

### 見直し後の財政見直し

見直しによる移行後 20 年間の中・長期的な財政収支については、均衡を保ちながら諸事業を行うことができるもので、市民サービスの低下や市民税の増税等の新たな市民負担を招くことはありません。

なお、41 年度末の時点では、県債償還金の残高が約 108 億円、市債の残高が約 291 億円（元金分約 259 億円、42 年度以降の利子分約 32 億円）になる見込みです。

市債については、長期間利用される道路などの整備事業に応じて、その財源の一部として将来的にも活用されるものですが、推計では、市債残高は、36年をピークに減少し、その後、一定規模で横ばいとなる見込みであることから、将来にわたっても安定した財政運営が可能です。

移行後20年間の財政収支見通し

(単位：億円/年平均額)

カッコ内の数値は、見直し前の額

歳入			歳出		
年度(平成)	22~24	25~41	年度(平成)	22~24	25~41
<b>県税交付金等</b> (県の平成19年度決算額、昨今の経済情勢を踏まえ、見直した額) ◇県から移譲される国県道の整備や維持管理のための財源 ・自動車取得税交付金 ・軽油引取税交付金 ・地方揮発油譲与税(地方道路譲与税) ・石油ガス譲与税 ・交通安全対策特別交付金	(57) 50		<b>移譲事務経費(国県道関係を除く)</b> ◇県から移譲される児童相談所・精神保健福祉事業、県単独事業などの経費	19	
			<b>予備費</b> ◇予測できない出費に充てる経費	1	(1) -
<b>宝くじ販売収益金</b> (県の平成19年度決算額を踏まえ、販売実績の割合で見直し)	11		<b>物件費</b> ◇区役所維持管理費、広域的な事務連絡会議等への参加費等に係る経費	(1) 3	1
			<b>国県道維持管理費</b> ◇国道129号、412号、413号や県道を維持管理する経費	(24) 22	(24) 21
<b>宝くじ販売収益金</b> (県の平成19年度決算額を踏まえ、販売実績の割合で見直し)	11		<b>国県道整備費</b> ◇国道413号、さがみ縦貫道路のインターチェンジへのアクセス道路となる津久井広域道路など、国県道を整備する経費	(45) 40	(31) 27
			<b>国庫支金</b> ◇さがみ縦貫道路や国道16号、20号など、国が直接整備等を行う事業への市の負担金(24年度までは、さがみ縦貫道路整備計画期間)	74	7
<b>諸収入</b> ◇道路占用料、分担金・負担金等	2		<b>移行準備経費</b> ◇区役所設置に伴う施設整備・情報システム改修等経費 ◇児童相談所等設置経費	6	-
<b>国庫支出金</b> ◇児童相談所・精神保健福祉事業、国県道整備事業など、国が目的を指定して交付する負担金や補助金	28	23	<b>公債費</b> ◇国県道の整備に伴い発行した市債を償還する経費	1	20
			<b>県債償還金</b> ◇負担総額：約250億円(25~54年度で支払い)	-	8
<b>市債</b> ◇市の借入金	(53) 55	21	<b>津久井赤十字病院建設借入金償還補助</b> ◇負担総額：42億円(22~38年度の補助) ◇病院建設のための償還に対し、県が実施していた補助を市が引き継ぐもの	3	2
<b>財政調整基金繰入</b> ◇市の積立金からの繰り入れ	23	-			
<b>計</b>	(174) 169	(114) 107	<b>計</b>	(174) 169	(113) 106

※ この試算額は、現時点での想定額であり、今後、具体的な取り組み等を進める中で変動します。また、各項目の数値は、億円単位で端数処理しているため、合計端数が合わない場合があります。

※ 25~41年度の財政調整基金については、各年度の収支により、積み立てができる時期と、取り崩す時期があり、この間の総額では、約25億円の積み立てが可能であることから、基金繰入に額を計上しなかったものです。

## 用語の説明

### 市債とは

道路整備や施設の建設などで、市が単年度に多額の支出を必要とする場合に行う長期の借入のことです。その年度だけの税収入等で建設費を賄うと、ほかの事業の実施に支障が出てしまうため、市債を発行して財源を補完し、予算編成をしています。また、道路などは、長期間にわたって利用する施設であることから、世代間の負担を公平にすることも市債の重要な役割の一つです。後年度の公債費（市債を償還する経費）が財政を圧迫することがないように、計画的な発行と償還に努めます。

### 財政調整基金とは

皆さんが住宅の購入や不意の多額な出費に備えて貯金をするように、地方自治体も大規模事業の実施で財源が必要になったり、市税などの歳入が減ったりしたときに備えて、貯金を積み立てています。この貯金を財政調整基金といいます。条例により、大規模な建設事業や災害復旧、財源の不足が生じた場合などに利用が認められています。